

古代「女帝」の適法性と徳治の検証

所 功

目 次

はじめに―視点・論点―	
序 廣池千九郎の「法ノリ」論	
第一節 古代「女帝」の適法性	
第一項 《天壤無窮の神勅》も「ノリ」	
第二項 「女帝」も公認した大宝令	
第二節 六方八代の継承事情	
第一項 危機に推戴された推古女帝	
第二項 重祚された皇極Ⅱ斉明女帝	
第三項 直系継承に努めた持統女帝	
第四項 「国家の法」は「子孫相承」	
第五項 天智天皇による「不改常典」	
第六項 中継ぎの元明女帝と元正女帝	
第七項 二度即位の孝謙Ⅱ称徳女帝	
第三節 六方八代の徳治と功績（以下次号）	
第四節 新羅・唐と日本の異同	

はじめに―視点・論点―

日本の天皇は、今上陛下で第一二五代と数えられる（他に北朝五代併存）。そのうち、八方十代が「女帝」であり、しかも六方八代は飛鳥・奈良時代（ほぼ七・八世紀）に集中している（お二方は生涯に二度践祚された）。

このような史実は、わが国で前後の時代に例がなく、また東洋でも西洋でもほとんど見あたらない。それは何故可能になったのだろうか、という素朴な疑問を可能な限り解き明かすことが、本稿の課題である。

そのために、二つの視点から迫ってみたい。一つは、「女帝」が広義の「法」に適っていたからだとするれば、その「法」とはどのようなものである。もう一つは、その「女帝」となった

方々が「天皇」としての資質を備え役割を果たされたからだとすれば、その治績とりわけ君徳による「徳治」はどのように行われたかである。

さらに、このような「女帝」（女王）は、古代アジアの近国（中国・朝鮮諸国）に例が全くないわけではないが、彼我にはどのような異同があるのか、も比較してみる必要がある。

本稿では、前の二点を中心に検証するが、最後の第三点にも簡単に論究する。

序 廣池千九郎の「法ノリ」論

まず「法」とは何か。それは成文法だけでなく、不文の慣習法も含めて考える必要がある。その語義について最も詳しく究明されたのが、廣池千九郎博士にほかならない。

今では「モラロジー」の学祖（創始者）として内外に知られる博士（慶応三年〓一八六六〓昭和十三年〓一九三八）は、それ以前から東洋法制史の研究に専念して、明治三十八年（一九〇五・四十歳）『東洋法制史序論』を出版され、続いて「支那古代親族法」と「韓国親族法」等の研究を『東洋法制史本論』と題する大著に纏めあげ、大正元年（一九一二・四十七歳）に東京帝国大学から法学博士の学位を授与されている。

この『序論』は、副題で「東洋に於ける法律といふ語の意義の研究」と断つてあり、まさに「全篇もつばら法律の語

義の探究に終始する」。その中に、古代中国の法律に関する用語だけでなく、「それに対比すべきわが国のノリという語の意義」も解明されている。端的に九章の結論のみ抄出すれば、左の通りである。

「ノルと云ふ語は、ノブと云ふ語の一部分なる、宣ブ述ブと同一と見るべきものなる事は……其語源が延長増大と云ふ意義を有するより、第一には、宣ブの如くに、單に、人の思想を發表し、^{ハキイダス}演述する^{ノブル}と云ふ事のみならずして、更に、第二には、思想發表の方法が、必ず、他に對し、高聲の言語を以て、之に事を告ぐると云ふ意義を含むもの、如し。」

「日本に在りては、ノリとは、天皇の宣語なるが故に、其意義、素より天地の大道に合し、極めて神聖なるものとして、國民に尊崇せらるゝより、自ら、支那の法律と云ふ語の如くに、このノリと云ふ語も、必ず、善にして、他の模範となるべきものなりとの意義を生ずるに至れり。是に於て、ノリと云ふ語は、遂に一般事物の法則、模範、標準など云ふ語として用ゐられ、凡そ、漢字の、則矩規摹度典經模範式軌猷徳道辟彛準など云へる語は、古く、皆ノリと和訓せられてあるを見るなり。」

つまり、大和言葉の「ノリ」は、人が考えを言葉で述べ告げるもの、とりわけ天皇が臣民に示される「規範となるべきも

の」を意味する。従って、本来その多くは口頭で宣誥された「宣言」「告言」(↓詔勅・宣命)であったが、やがて単行ないし集成された成文法をも含めて、「ノリ」という法概念が形成されたとみられる。

つぎに、わが国の天皇(皇室)は、明治の憲法で「万世一系」と表示されたが、そのなかに正式の天皇として八方十代の「女帝」も含まれる。かような「万邦無比の皇家」は何故に続きえたのであろうか。

この点は、まさに廣池博士の重大な関心事であり、その「原因の考査」結果を昭和三年(一九二八)『道徳科学の論文』第十三章に次の如く述べておられる。

「日本の皇室のごとく、一国の主権を握りたる万世一系の家は、全世界中に日本の皇室のほか全くないのであります。且つ日本の皇室には姓氏がありません。これは日本の国家そのものがすなわち皇室であるからであります。かくて日本の皇室は、他の個人とか、他の家とか、他の民族とかいうものと対立しておるのでなく、日本においては全く絶対的にあらせらるのであります。

かくのごとき尊き御家柄を御構成あそばされた真の原因は何であるかということにつきまして、畏れながら今回、その御祖先たる天照大神の絶大なる御聖徳と歴代天皇の最高道徳とによりて成り立ったもので、いわゆる大積善の

余慶であるということが、明白に且つ確実に判つて、その理由が科学的に証明されたのであります。」

すなわち、日本の皇室(天皇)が「万世一系」と称される格別な(姓氏も不要な)唯一の「尊き御家柄」を形成し保持されてきた「真の原因」は、神話上の「御祖先たる天照大神の絶大な御聖徳」と共に、具体的な「歴代天皇の最高道徳」とよって成り立つものである。そのような「大積善の余慶」によって可能なことが「科学的に証明された」といわれる。

このような結論(証明)は、現代の一般的な歴史家などから、直ちに理解され難いかもしれない。しかし、天皇(皇室)が「万世一系」という場合、歴史の源流として神話を視野に入れ、とりわけ記紀などで「天照大神」が「皇祖神」と信じられ仰がれてきた伝承のもつ意味は、十分に考える必要がある。

また「万世一系」というのは、もちろん血統が同一家系で永く続いている、という生物的事実も重要なが、それだけでなく、皇位を受け継がれた歴代天皇の多くが示された治績、とりわけ自ら徳性を養い「徳治」に努められた、という道徳的な実績のもつ意味も、考えてみなければならぬと思われる。

そこで、わが国の古代に多い「女帝」の存在理由を説明するにあたっては、神話・伝承に留意し、また六方八代の徳性・徳治に注目して、以下その実情を検証する。ただ、紙幅の制約により、史実・史料の例示は最小限に留めるほかない。

第一節 古代「女帝」の適法性

日本の古代に「女帝」が多く即位されたのは、それが決して不当だとか不法だと考えられていなかったからであろう。その社会的背景としては、一万年にも亘る縄文時代の日本列島で、生命を産み育てる「母性」を尊重する慣習・信仰があり、それが以後の日本社会にも根強く残っていたと思われる。

第一項 「天壤無窮の神勅」も「ノリ」

このような基層の慣習、信仰および口誦の古伝などによって纏めあげられたとみられる記紀の神話では、天照大神（大日靈貴尊）が明らかに女神として描かれる。ついで弟の素戔嗚尊との「物実」の交換によって得られた天忍穂耳尊が「天照大神之子」とされ、その御子の瓊々杵尊は「皇孫」と伝えられる。

ただ、『日本書紀』神代下によれば、「皇孫」の瓊々杵尊は、天忍穂耳尊が「高皇産靈尊之女」栲幡千千姫（記では萬幡豊秋津姫）を娶って生まれているので、外祖父の高皇産靈尊を「皇祖」と記しており、その外祖父によって「憐愛」・「崇養」された「皇孫」（いわば母系の孫）の瓊々杵尊を「葦原中国之主」に立てようとしたという。

しかし、同じ『日本書紀』神代下の一書では、天照大神が「吾兒」の天忍穂耳尊に代って「皇孫」の瓊々杵尊を葦原中国へ降そうとして、「三種宝物」（神器）と「天壤無窮」の神勅を

賜わったという。

これによれば、天照大神が瓊々杵尊を「皇孫」とされ、降臨せしめる「葦原千五百秋の瑞穂国」は「吾子孫可^{きみ}王之^み地」として「勅」（のりごと）されたものであるから、その祖母にあたる天照大神が「皇祖」にほかならない。現に『日本書紀』の神武天皇即位前紀（戊午条）をみても、東征途上で道に迷われた神武天皇が、天照大神から夢告によって遣わされた八咫鳥の導きをえられた際、「我皇祖、天照大神欲^み以助^ま成^ま基業^{あまつひつぎ}乎」と記されている。

つまり、神代紀では、「皇孫」の瓊々杵尊が、母方の祖父にあたる高皇産靈神からも、父方の祖母にあたる天照大神からも、指令を受けて葦原中国^二瑞穂国へ降臨されたことになる。

事実、神武天皇即位前紀（甲寅条）によれば、「昔我天神高皇産靈尊・大日靈尊（天照大神）拳^{こぶし}此葦原瑞穂国^二而授^{たま}我（皇祖）から瑞穂国を授けられた、との伝承認識が明示されている。

このような神話伝承は、いわゆる史実そのものとは考え難い。とはいえ、神武天皇を初代とする皇室に祖先がおられたことは、誰しも疑う余地がない。その祖先たちの御霊をカミと仰ぎ、とりわけ神武天皇の曾祖父神とされる瓊々杵尊が、母方と父方の両祖父（皇祖）より瑞穂国を授けられたこと、しかも祖

母神の天照大神から瑞穂国を「吾子孫の王たるべき地」として統治を委ねられたことが「神勅」の形で纏められ伝えられてきた意味は極めて大きい。

特に天照大神から下されたという「天壤無謬の神勅（のりごと）」は、九州から畿内に東征して大和で拠点を築かれた神武天皇、およびその勢力を次第に広げて国内の統一に努められた大和朝廷（王権）の歴代天皇（大王）にとつて、この瑞穂国（日本）を正當に統治し永久に保持すべき重要な典拠・規範「ノリ」となり、格別に尊重されてきたものとみられる。

第二項 「女帝」も公認した大宝（養老）令

前述の神話（神代史）を載せる『古事記』や『日本書紀』が完成したのは奈良初期（七二二年・七二〇年）である。しかし、その編纂開始は飛鳥時代の天武天皇朝（在位六七二～六八六年）であり、当時すでに欽明天皇朝（在位五三九～五七一年）ころから筆録されたとみられる「帝紀」（帝皇日嗣記録）と「旧辞」（神話伝説集成）が、朝廷の周辺に流布していた。とりわけ有力氏族の間で各々の出自を皇室（皇統）に結び付ける神話伝説などに幾多の異伝も生じていたようである。

その一書に記される「天壤無窮の神勅」は、いつ成立したのか定かでないが、おそらく天武天皇朝以前からあった古伝とみられる。この中核をなす「吾子孫の王たるべき地」という「王」（大王＝天皇）は、当然その子孫であつて、いわゆる男

系・女系も男王・女王も含まれ、片方を除外していない。

このような古来の慣習・伝承は、律令法の成立段階でも根強く残っていたにちがいない。一方、中国の律令法は、秦漢以来、体系的に整備され修訂を重ねて隋唐に及んだが、その根幹に周代以来の父系（男系）家族（宗族）血統を絶対視する男尊女卑的な思想が貫かれている。

それを飛鳥時代（ほぼ七世紀）に隋唐から学び、日本の実情にあうよう修正を加えて作られたのが、大宝元年（七〇一）成立の「大宝律令」（十数年後それを一部修訂した「養老律令」）にほかならない。従つて、「大宝（養老）律令」も、表面的には中国的な男性中心（優先）の規定・表現が多い。

けれども、本質的に女性・女系を否定したり、排除してないところに、日本の特徴が認められる。その代表的な一例が「継嗣令」である。同令の第一条と第四条を左に引用する。

（後述の便宜上、第一条をA、第四条をBとし、原文に句読点・返点等を加え、『令集解』の語釈がある字句に（イ））

（ト）の符号を傍らに注記「」内は原割注。

A 凡ソ皇ノ兄弟・皇子ハ、皆為ヨ親王ト。「女帝ノ子亦同ジ。」
以外ハ並ビニ為ヨ諸王ト。自リ親王ニ五世ハ、雖ドモ得ト
王ノ名ヲ、不レ在ラ皇親之限ニ。

B 凡ソ王娶リ親王ヲ、臣娶ルコト五世ノ王ヲ者聴セ。唯五世ノ
王、不レ得レ娶ルコト親王ヲ。

念のため、これを書き下し、一般的な通釈を丸括弧内に加えておこう。⁽⁵⁾

A およそ皇の兄弟・皇子は、皆親王と為よ。⁽⁶⁾「女帝の子も亦同じ。」⁽⁷⁾以外は並びに諸王と為よ。親王より五世は、王の名を得と雖ども皇親の限りに在らず。⁽⁸⁾（およそ天皇の兄弟と皇子は、すべて親王とする。「女帝の子もまた同じ扱いとする。」親王より数えて五世は、王の名を名乗りうるけれども、皇親の範囲に入らない。）

B およそ親王を娶り、⁽⁹⁾臣が五世の王を娶ることは聴せ。唯、五世の王は、親王を娶ること得ず。⁽¹⁰⁾（およそ王が親王Ⅱ内親王を娶ることや、臣が五世の王Ⅱ女王を娶ることは聴される。ただ皇親外の五世王は、親王Ⅱ内親王を娶ることができない。）

この両条は、大宝元年（七〇二）に成立し翌二年から施行された『大宝令』文が、養老二年（七一八）ころ制定され天平勝宝九年（七五七）から施行された『養老令』文に受け継がれている。それは、次に引用する『大宝令』の注釈書「古記」（天平十年ころ成立）に、現存の『養老令（義解）』と同文のキイワードが揭示されているからである。

そこで、この両条の『令集解』（平安前期編纂の令文諸注釈集成）に引かれている主な語釈を書き下し文で示す（括弧内に解釈を補う）。

(イ) 古記に云はく、未だ知らず、三世の王も即位すれば、兄弟は親王と為すや不や。答、得るなり。

(ロ) 穴に云はく、皇の姉妹も皆親王と為す。

(ハ) 「女帝の子も亦同じ」。(令義解) 謂は(女帝が)四世以上(以内)に嫁して生む所に拠る。何となれば、下条(B)を案ずるに、五世王は親王(内親王)を娶るを得ずと為す故なり。

(ニ) 穴に云はく、女帝の子とは、その兄弟なる者も文(意)

を兼ねて述べ訖んぬ。故に只、子を顕はす(子の文字に兄弟の意味も含む)なり。

(ホ) 朱に云はく、女帝の子も亦同じとは、未だ知らず、下条(B)に依り、四世王以上(以内)が親王(内親王)を娶るべし。もし令に違ひて(五世王以下が)娶らば、女帝の生める子は、親王と為すや不や何。

(ヘ) 古記に云はく、女帝の子も亦同じ。謂は、父が諸王と雖も(女帝の子は)猶親王と為す。父が諸王たらば、女帝の兄弟(姉妹)は、男帝の兄弟(姉妹)と一、種(同様に親王・内親王と為す)なり。

(ト) 古記に云はく、(臣が)五世の王を娶ることは聴や。謂は、広く庶人に至りて臣と称するなり。

以上の大宝Ⅱ養老「継嗣令」原文および天平の「古記」や平安前期までにできた注釈(穴・朱)を見れば、およそ八世紀か

ら九世紀にかけての法意・通念を知ることができる。それを簡条書的にまとめていえば、次の通りである。

- ① 日本の令制（継嗣令）は、唐令（封爵令）に準拠して、男性中心の「兄弟／皇子／親王／王」などの表現を主に用いている。
- ② しかし、その内実は、兄弟に姉妹、皇子に皇女、親王に内親王、王に女王の意味も含まれている。令文Bは、一方が男性ならば他方が女性を意味する。また注釈（ロ）「穴」をみても、Aの「皇の兄弟」が「皇の姉妹」を含む、と解されている。
- ③ しかも、令文Aは、唐令にない「女帝子亦同」という原注を設け、「女帝」もその「子」（皇子・皇女）の存在も公認している。注釈（三）「穴」によれば、この「子」は、「兄弟」（姉妹）の意味まで含んでいるとみてよいことになろう。
- ④ また、注釈（へ）「古記」によれば、父が諸王でその「女王」として生まれても、その女王が「女帝」になれば、その子は親王（内親王）となり、その兄弟（姉妹）も「男帝」の場合と同様に親王（内親王）と為る、と解されている。
- ⑤ さらに、注釈（ハ）官撰の『令義解』と（ホ）「朱」によれば、女帝（内親王も）が四世以上（以内）の王と結

婚して生まれる子を想定し、その子も親王（内親王）となる。ただ令文Bに違反して、女帝（内親王）が五世王以下と結婚して生まれる子は、親王（内親王）となることができるかどうか不明（おそらく不可）としている。

⑥ 令文A後半とBによれば、天皇の子孫であっても、親王から数えて五世の者は、王の名を称していても「皇親」（天皇の親族）の範囲に入らない。そのため「五世の王（女王）」ならば「臣」（これは（ト）にいう「庶人」）が結婚することもできる。こうして皇親と臣下との区別を明確にしていたのである。

第二節 六方八代の継承事情

このように日本の律令法では、中国のそれと異なり「女帝」もその「子」も公認され、「法」（のり）に適った存在として明示されていたのである。もちろん、律令法の基本原則は、天皇が定められる臣僚・万民の守るべき法制であるから、皇位継承の在り方などは、朝廷内の専権事項として、何も条文に規定されてはいない。

ただ、「継嗣令」の中に「皇親」（天皇の親族）と臣民の区別（五世王以下は皇親外）および皇族間の通婚（皇親外とは原則不可）について定める際、あえて「女帝の子も亦同じ」との原注を加えたのは、それを当然とし必要とする来歴と現実があっ

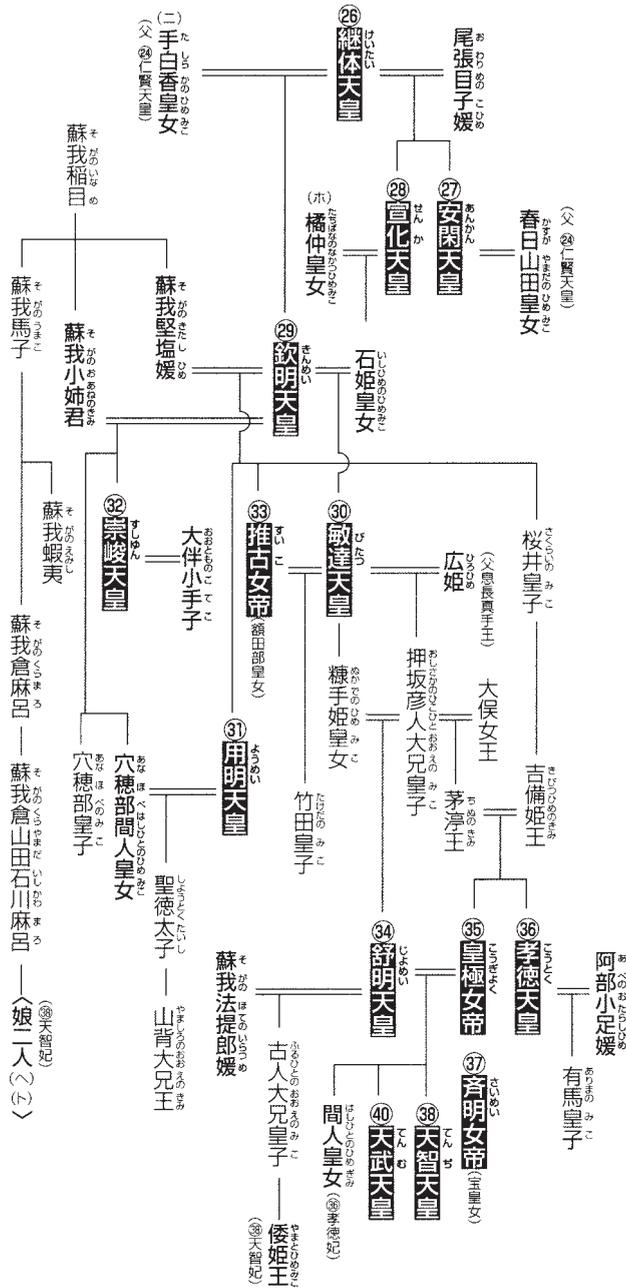
たからにちがいない。その来歴と現実の在り方を、以下「女帝」の継承史として検討しよう。

第一項 危機に推戴された推古女帝

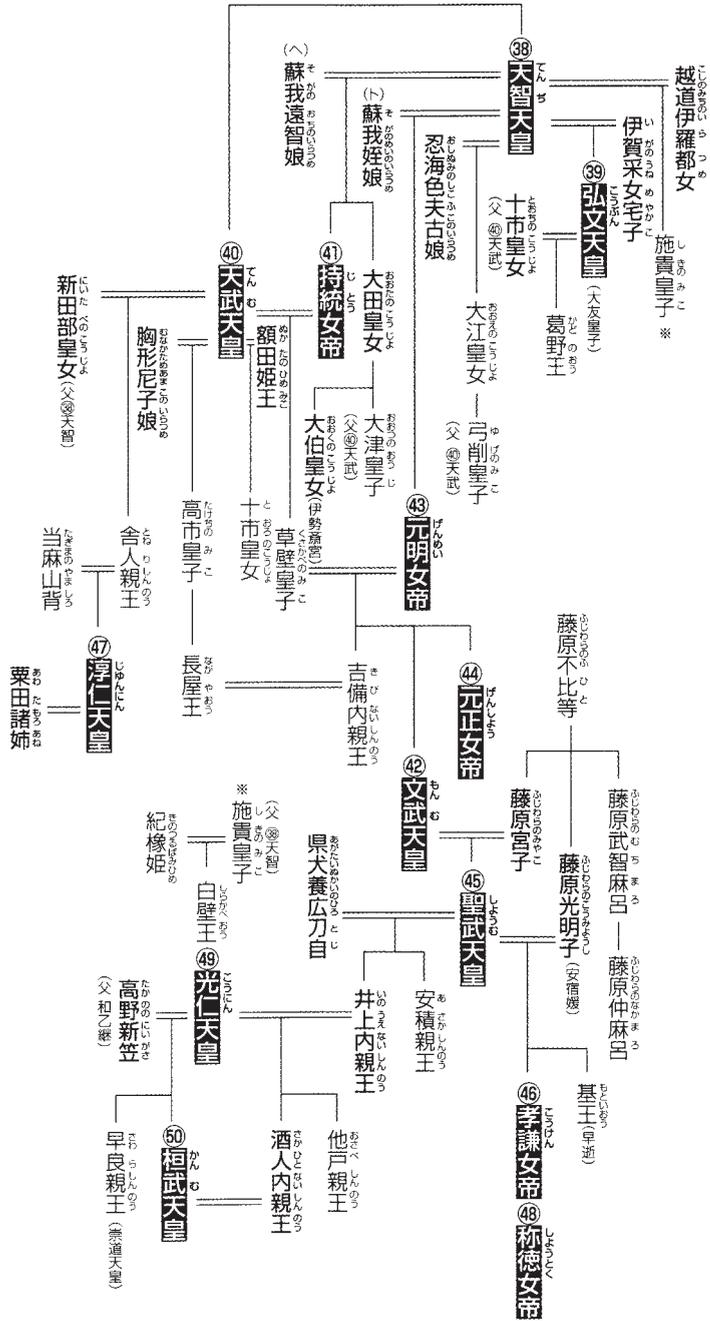
皇室史上、最初の女帝と認められているのは、第三十三代の推古天皇である。ただし、『日本書紀』では、神功皇后（第十

四代仲哀天皇の皇后であり、第九代開化天皇の五世孫と伝えられる氣長足姫尊）が、特別に独立の一卷（巻九）を立てられ、歴代天皇と同等に扱われている。また同じ奈良初期成立の『播磨国風土記』や『常陸国風土記』などに「息長帯比売天皇」と記されている。これは遠征先の九州（朝倉宮）で夫君を亡くさ

大和時代後期・飛鳥奈良時代の皇位継承系略



れ、朝鮮から凱旋直後に生まれた幼帝（応神天皇）を「摂政」として補佐された、という天皇に相当するような治績から、実質的に「女帝」とみなされたのであろうが、即位の記事はなく皇后・皇太后に留まる。



拙著『歴代天皇の実像』（平成21年、モラロジー研究所）より

また、第二十二代清寧天皇の後継をめぐる、億計王と弘計王の兄弟が、互いに譲って皇位に即かない状況下で、「天皇姉飯豊青皇女」は、「忍海角刺宮」に於て「臨朝乗政」され、まもなく「崩」じて「葛城埴口丘陵」に葬られた、と『日本書紀』

(顕宗天皇即位前紀)に天皇と同様の用語で書かれている。そのため、平安時代の『扶桑略記』なども「飯豊天皇……女帝」と記しており、一時的に「摂政」のような「朝廷に臨み大政を執る」役割を担われた可能性はある。しかし、歴代には数えられていない。

とはいえ、氣長足姫尊のような四世紀後半ころの皇后や、飯豊青尊のような五世紀後半ころの皇女が、危機に陥った朝廷を救われた、という古伝が実在したことは、それ以後の危機に際しても、皇室の方が男性だけではなく女性(皇后・皇女たち)もトップ・リーダーの役割を果たしうる、と考えられる要因であったと思われる。事実、そのような輿望を担って登壇されたのが、推古女帝にほかならない。

推古女帝(五五四生〜六二八崩、在位五九二〜六二八)は、第二十九代欽明天皇と妃蘇我堅塩媛(大臣稲目の女)との間に生まれた額田部皇女である。十八歳で第三十代敏達天皇(異母兄)の妃となり、四年後(五七六)「大后」(皇后)に立てられる。しかし、九年後(五八五)、夫君が崩御されると、複雑な皇位継承をめぐる争いに関わられざるをえなくなった。

すなわち、まず異母弟の大兄皇子が即位して第三十一代用明天皇となられた。けれども、病弱のため翌年崩御されると、異母弟の穴穂部皇子が皇位をねらう動きに出たので、皇太后の額田部皇女は、直ちに諸皇子と有力氏族を呼び集めて穴穂部皇子

を攻め滅ぼし、その同母弟の泊瀬部皇子を推挙して第三十二代崇峻天皇とされたのである。

しかしながら、崇峻天皇は外戚蘇我氏の意向に従がおうとされなかつたらしく、大臣馬子の密令を受けた者の手で暗殺される、という前代未聞の弑逆事件が生じた。

そこで、「群臣」たちが皇太后の額田部皇女に「踐祚」することを要請したところ、皇太后は初め「辞讓」して受けられなかった。けれども、「百寮」が再三上表して懇願するに及び、ようやく承諾され「天皇璽印」を受け取られた、と『日本書紀』同天皇即位前紀に記されている。

注意すべきは、その当時(五二九年)、若い男性皇族として、敏達天皇と広姫の間に生まれた押坂彦人大兄皇子(長男か)、敏達天皇と額田部皇太后の間に生まれた竹田皇子(薨年不明)、用明天皇と穴穂部間人皇女の間生まれた聖徳太子(十九歳)などがおられたことである。

それにも拘らず、「群臣・百寮」が壮齢(三十九歳)の額田部皇女を後継の天皇として強く推戴した。これは彼らが大后(皇后)として九年近く夫君を輔佐され、また皇太后としても七年近く三代の天皇(兄弟)を後見しながら的確に対処されてきた政治的な能力と実績を高く評価していたからだと思われる。それゆえ、この危機を乗り切るため、従来は皇族の男性ばかりで継承されてきた皇位に、前例のない「女帝」を立てる案

が群臣の中（宮廷内の有力者たち）より出され、多大な期待を担って額田部皇太后が擁立されるに至ったのだと考えられる。

第二項 重祚された皇極II齊明天皇

二番目の女帝は、男帝にすら例のない二度も踐祚（重祚）をされた宝皇女（五九四生）六六一崩）である。父は敏達天皇の孫（押坂彦人大兄皇子の男）の茅渟王（舒明天皇の異母弟）とその妃吉備姫王（桜井皇子の女）との間に生まれた（孝徳天皇は同母弟）。初め高向王（用命天皇の孫）に嫁して漢皇子を産んだが、のち伯父の田村皇子（舒明天皇）と再婚し、葛城II中大兄皇子（天智天皇）・大海人皇子（天武天皇）・間人皇女（孝徳天皇の皇后）などを儲けておられる。

飛鳥の朝廷では、推古女帝から指名を受けた田村皇子が第三十四代舒明天皇となられ（六二八年）、三年後その妃の宝皇女が大后（皇后）に立てられた。それから十一年後（六四一年）夫君が崩御されるに及び、当時その皇子として四十歳代の山背大兄皇子（聖徳太子の男）や二十歳位の古人大兄皇子（母蘇我馬子の女）および葛城皇子と大海人皇子（共に母は宝皇女）などがいたにも拘らず、皇后だった宝皇女（四十八歳）が擁立され、第三十五代皇極天皇となられたのである。

これが実現したのは、約半世紀前の推古女帝と同じく、宝皇女が「大后」（皇后）として夫君の太政を輔佐してこられたこと、また皇位を直系嫡子に伝えようとしても、葛城II中大兄皇

子がまだ十六歳で若すぎるとみられたこと、それゆえ、天皇の重責に必要な実力を準備されていた皇后（皇太后）が、嫡長子の成長を待つ中継ぎとして踐祚することこそ当面一番ふさわしい、と考えられたからであろう。

ただ、この皇極天皇朝には、蘇我蝦夷・入鹿父子が専横を極めるようになった。そこで、同四年（六四五）、中大兄皇子（二十歳）は、中臣鎌足（三十二歳）らと力を合わせて、蘇我本家を打倒する「乙巳いっしの変」を断行し、初めて公式の年号「大化」を創建の上、「大化改新」に取り組み始められた。

その際、人心一新のため、母君の皇極女帝（五十一歳）が讓位され、同母弟の軽皇子（五十歳）が即位して第三十六代孝徳天皇となられた。当時二十歳の中大兄皇子は、即位することも可能であったが、むしろ皇太子の地位に留まることで国政改革を積極的に進めておられる。

それから九年後（白雉五年）、叔父の孝徳天皇（五十九歳）が崩御されると、すでに三十歳近い中大兄皇子が即位されて然るべきところ、皇位には母后が再び踐祚して第三十七代齊明天皇となられ、皇子は引き続き皇太子の立場で母帝を輔佐しておられる。

この齊明天皇朝には、新羅が唐の加勢をえて百済を滅ぼした（六六〇年）。そこで、同年七年（六六一）百済を救援するため、女帝（六十五歳）みずから皇太子などを率いて九州に遠征

されたが、現地で病没してしまわれた。けれども、対外関係の危機に自ら毅然と対処されたことは、推古天皇にひけをとらない実績と認められる。それによって、「女帝」の存在意義（評価）を一段と高められたものとみられる。

第三項 直系継承に努めた持統女帝

三番目（四例目）の女帝は、第四十一代持統女帝（六四五生〜七〇二崩）である。天智天皇（中大兄皇子）と嬪蘇我遠智娘（倉山田石川麻呂の女）との間に生まれて鷗野讚良皇女（大田皇女は同母姉）と称された。十三歳で叔父大海人皇子（天武天皇）に嫁し、五年後（六六二）叔母斉明女帝に従って九州に遠征中、那大津（博多）で草壁皇子を出産しておられる。

この年に崩御された斉明女帝の後を継いで即位された第三十八代天智天皇は、同母弟の大海人皇子を皇太弟に立てられた。しかし、晩年（六七一年）に及び、庶子の大友皇子を太政大臣に任じ後継者にしようとされた。けれども、まもなく病床に臥すと、一応「東宮」に後事を托そうとされた。

ところが、兄帝の本心を察した大海人皇子は、固辞して受けず、代わりに「洪業（皇位）を奉じて大后（倭姫皇后）に付属しまつり、大友王をして諸政を奉宣せしめん」と奏請して吉野へ退かれたという（『日本書紀』天智天皇十年十月庚辰条）。

天武天皇即位前期には「願陛下拳天下付皇后、仍立大友皇子。宜為儲君（皇太子）」とある。この皇位擁立案は実現

しなかった。が、庶子の大友皇子（二十四歳）でなく「大后」の倭姫女王（古人大兄皇子の女）に皇位を委ねる（称制か即位を求める）提言が公然と出されたのである。それは不法・不当なことではなく、むしろ推古・斉明女帝のように皇太后が皇位の危機を救おうと考えられていたからであろう。

この直後、大海人皇子は、妃鷗野讚良皇女と共に吉野へ隠棲された。しかし、兄帝の崩御により近江の大津京で後を継いだ大友皇子は第三十九代弘文天皇と対決することになった。

その壬申の乱（六七二年）に勝利をおさめた大海人皇子は、第四十代天武天皇として即位され、妃の鷗野讚良皇女（三十歳）を皇后に立てられた。この皇后は、十四年近い夫君の在任中から「佐天皇定天下。毎於侍執之際、輒言及政事、多所毗補」と『日本書紀』即位前紀に特筆されている。

この御夫妻が特に意を用いられたのは、皇位を直系の嫡子孫に伝えることであろう。そのため、長子の草壁皇子が十八歳になられると（六七九）、わざわざその異母弟にあたる大津皇子（十七歳、生母は大田皇女）、高市皇子（十六歳、生母は胸形徳善の女）、忍壁皇子（十五歳か、生母は穴人檜媛娘）、および従弟（天智天皇の皇子）にあたる河島皇子（二十三歳）、芝基皇子（十歳代か）などの諸皇子を吉野の宮に集められ、「千歳之後欲無事」（末永く皇族間の争い事を起こさないでほしい）と誓約を求められた。

すると、「皇子等」は、揃って「現実灼然」なりと賛同し、特に草壁皇子が「天神地祇及天皇證也、吾兄弟長幼并十餘王……随天皇勅而相扶無忤」と誓い、他の諸皇子も次々誓約した。そこで天武天皇は、皇子らが異腹（異母）でも今や「一母同産」のごとく慈しむのを喜ばれると共に、「若違此盟、忽亡朕身、皇后之盟、且如天皇」と厳しく戒めておられる（『日本書紀』天武天皇八年五月甲申条）。

これによって、嫡長子の草壁皇子が後継者として確認され、他の皇子・諸王たちに絶対背反しないことを確約せしめられたことになる。それは、壬申の乱という兄弟姉妹を巻き込んだ骨肉の争いを勝ち抜いた御夫妻（叔父と姪）が、その再発を避けるために、嫡長子継承の原則を厳守させようとして実施された会盟にほかならないと思われる。

それから七年後の朱鳥元年（六八六）、天武天皇は病床に臥され、「天下之事、不問大小（大事・小事）、悉啓于皇后及皇太子」との勅令を下されて、まもなく崩御された。そこで、皇后の鸕野讃良皇女（四十二歳）は、皇太子の草壁皇子（二十五歳）がまだ若い（未熟）とみなされていたので、しばらく「臨朝称制」されることになった。

ところが、それから三年後（六八九）、期待の皇太子草壁皇子（二十八歳）は、まだ七歳の軽皇子（生母は阿閉皇女）を残して病没されてしまう。そこで、皇太后（四十五歳）は、あら

ためて直系の皇孫への継承に望みを託され、臨時の称制から正式に皇位を継ぐため、翌年（六九〇）正月、本格的な即位式を挙げ、第四十一代持統天女帝となられたのである。

第四項 「国家の法」は「子孫相承」

それから六年後（六九六）、太政大臣の高市皇子（四十三歳）が薨ずると、持統天女帝（五十二歳）は、ようやく十四歳になった軽皇子を日嗣（皇太子）に立てようとして、王公諸臣たちを藤原宮に招いて意見を求められた。すると「衆議紛紜」となったが、女帝の甥にあたる葛野王（弘文天皇と十市皇女の男、六六九〜七〇五）は、次のように奏言している（原漢文）。

我が国家の法たるや、神代より以来、子孫相承けて天位（皇位）を襲ぐ。もし兄弟相及べば、則ち乱これより興らん。……然して人事を以ちて推さば、聖嗣（後継者）自然に定まれり、これ以外に誰か敢て間然せんや。

つまり、天位（皇位）を襲ぐ者の在り方は、神代の昔から「国家の法」（不文法）として「子孫相承」することが原則であって、もし「兄弟相及」べば争乱が起こる。だから、このたびも直系の草壁皇子を「聖嗣」に定めるのが自然（当然）だ、というのである。

しかし、文字どおりに「子孫相承、襲天位」というのは、初代神武天皇から十三代成務天皇までしかない。その後、十四代仲哀天皇は第十二代景行天皇の孫（日本武尊の弟）であり、

第十五代応神天皇以降は、父子相承より兄弟相承などの方が多い。にも拘わらず、葛野王（二十八歳）が子孫相承（直系継承）を「神代以来」と強調し「我が国家の法」と強調したのは、何故であろうか。

これを心情的に解すれば、持続女帝が夫君との間に儲けた嫡男草壁皇子への直系継承を切望されているから、その意向に沿おうとしたのだろうか、また天智・天武両天皇の兄弟対立から始まった壬申の乱（六七二年）で、父の大友皇子（弘文天皇）を幼少時（三歳）で失った体験から、同様の悲劇を繰り返してほしくない、という意味もあったかと想われる。

ただ、この主張が説得力をもちえたのは、当時それを正当とする不文の「法」があったからではないかと考えられる。それは二十余年後の養老三年（七一九）十月辛丑（十七日）、後述の元正女帝が出された次のような詔（『統日本紀』⁽¹⁰⁾所載）からも推測することができる。

詔シテ曰ク、開闢已来、法令尚シ矣。君臣定メ位ヲ 運有レ所レ属スル、泪ニテ于中古、雖ドモ（從ヒ）由リ行フト、未ダ彰サ綱目ヲ。降リテ至リ近江之世ニ政張悉ク備ル。迄ニ於藤原之朝ニ、頗ル有レドモ増損、由リ行フコト無ク改ルコト、以テ為ニ恒法ト。由ニ是リテ、稽ヘ遠祖之正典ヲ考フルニ列代之皇綱ヲ、承ヲ纂スルハ洪緒ヲ。此レ皇太子也。……。

この詔は、養老三年（七一九）、元正女帝（四十歳）が甥の

首^{おびと}皇太子（十九歳）への皇位継承を確実なものとするために、天武天皇の皇子で現存しておられた有能な一品舍人親王（四十四歳）と二品新田部親王に、「年齒猶稚」い皇太子を「宗室年長」の両親王が「輔佐し翼賛」するよう求め、格別に舍人・衛士を賜わり封戸を増して優遇するにあたり、あえて示されたものである。

その文意を解すれば、わが国では開闢以来「法令」（規範）が久しく存在する。それゆえ、君臣の位（分義）を定めて正しく運用し、秩序を正してきた。中古に及び、それに従い由り行ってきたけれども、まだ「綱目」（具体的な規定）を定めていなかったもので、天智天皇の御代に至って「政張」（政治制度）が悉く備わり、（持続）文武天皇の御代までに頗る増損（律令法の改定など）があった。その際、根本的に由りて行うことに改めることがなく、開闢以来の法令を「恒法」（無窮の規範）としてきた。この恒法に由って「遠祖の正典」（帝紀など）を稽え「列代の皇綱」（歴代天皇の治績）を考えると、「洪緒」（皇位）を承纂（継承）する者は「皇太子」である。（この首皇子でなければならぬ）、ということであろう。

これを前掲の葛野王の奏言と併せ考えれば、「我が国の法」
 Ⅱ 「法令」では、「神代以来」Ⅱ 「開闢已来」久しきに亘って、「天位」Ⅱ 「洪緒」は「子孫相承」（直系継承）で世襲すべきものとされ、それが君臣の分義を明確にし秩序を正す根本となっ

てきたのである。従って、前者では天武天皇の嫡孫草壁皇子が、また後者では文武天皇の嫡子首皇子が、それぞれ皇太子となり皇位を継承されることこそ、自然であり正当である、と主張し確認したことになるとみられる。

ただ、この法理は、前述のとおり仲哀天皇以降（とくに仁徳天皇以降）の継承史実と一致しない。それでも尚これが天祖・皇祖以来の不文法と強調されたのは、子孫相承（直系継承）こそ望ましいという理念の表明にほかならない。そして、それを「法」として提示されたのは天智天皇だと考えられる。

第五項 「天智天皇による「不改常典」

この点は、戦後すでに長らく論議されてきたことである。それは奈良時代にも相次いだ女帝の継承と不可分の関係にあるので、少し詳しく説明を加えよう。

四番目（五例目）の女帝は、第四十三代の元明天皇（六六一一年生々七三一年崩）である。天智天皇（中大兄皇子）と蘇我姪娘（倉山山田石川麻呂の娘）との間に斉明天皇七年（六六一一年）生まれ阿閉皇女と称される。やがて天武天皇と皇后鸕野讃良皇女（阿閉皇女の異母姉）との間に生まれた嫡男草壁皇子（皇太子）の妃となり、天武天皇九年（六八〇）二十歳で永高女王（内親王、のち正明女帝）を産み、三年後（六八三）に軽王（親王、のち文武天皇）を産んでおられる。

この阿閉皇女にとって、異母姉の持統女帝より夫君の皇太子

を経て嫡男の文武天皇へと皇位が受け継がれていたから、順調に進めば天皇の母后として終わられたことであろう。しかるに、立太子の翌年（六九七）わずか十五歳で祖母持統帝より皇位を譲り受けた文武天皇は、藤原宮子（不比等の女）を妃に迎えて大宝元年（七〇一）に嫡男首皇子を儲けられたが、病弱であつたらしく、七年後の慶雲四年（七〇七）二十五歳の若さで崩御してしまわれた。

そこで、まだ七歳で皇太子にすらなっていない首皇子を立てることができず、前皇太子妃（前帝生母）の阿閉皇女（四十七歳）が元明女帝として皇位をつがれることになったのである。

ただ、それは急に決まったことではなく、半年以上前に病床の文武天皇から密かに頼まれていたので、固辞しながらも引き受けられた、という事情が、即位の宣命に次のごとく述べられている（漢字音を平仮名に直す）。

〔前略(a)〕 去年（七〇六）十一月……我が王、朕が子（文武）天皇の詔りつらく、朕御身勞らしく坐すが故に……この天つ日嗣の位は……譲り賜ふ命を賜はり坐して……朕は堪へじと辞び白して受け坐さず……今年の六月十五日（崩御当日）に、詔命は受け賜ふと白しながら、この皇位に継ぎ坐す事を……衆々聞きたまへと宣る。〔後略(b)〕

しかも、この〔前略(a)〕と〔後述(b)〕の部分には、次のごとく記されている（修飾語など省略）。

(a) 倭根子（持統）天皇、丁酉（六九七）八月に、この食国^{おすくに}天下の業を、日並知^{ひなめし}（草壁）皇太子の嫡子、今御宇しつ

る（文武）天皇に授け賜ひて、並び坐してこの天下を治め賜ひ諧^{ととの}へ賜ひき。これは……近江大津宮に御宇しし大倭根子（天智）天皇の、天地と共に長く日月と共に遠く不改常典と立て賜ひ敷き賜へる法を、受け賜り坐して行ひ賜ふ事と……衆々聞きたまへと宣る。

(b) 親王たちを始めて王・臣・百官人たちの浄き明き心を以て弥務めに……輔佐^{たす}け奉らむ事に依てし、この食国天下の政事は、平けく長く在らむと念し坐す。また天地と共に長く遠く不改常典と立て賜へる食国の法も……渡りゆかんと念^{おも}ほしめさくと詔りたまふ命を、衆々聞きたまへと宣る。（下略）

このうち(a)の趣旨は、持統女帝が夫君との間に生まれた草壁皇子の嫡子（直系の孫）文武天皇に皇位を譲り天下の統治を助けてこられたのは、父君の天智天皇により立てられた「不改常典の法」を承り行われたのだ。それゆえ、自分（元明女帝）も夫君との間に生まれた文武天皇の遺児（直系の孫）首皇子への皇位継承を果たすため、中継ぎとして嫡孫を助けるのである、と即位の正当性を説明されたことになろう。

一方、(b)の趣旨は、これから天下を統括していくために、親王、諸王や官人たちの忠誠・輔佐が必要であり、また「不改常

典」として立てられた「食国の法」も実行していく必要がある、と協力・遵法を求められたことになろう。ただ、同じく「不改常典」（かわるまじきつねののり）といっても、(a)は天智天皇が立てられた恒久的な不文法と考えられるのに対して、(b)は天智天皇に限らず大宝ころまでに作られた具体的な実定法をさすのではないかと思われる。

このように考えてよいとすれば、(a)の「法」とは、前述した葛野王のいう「神代以来」の「法令」や元正天皇の詔にいう「開闢已来」の「恒法」に類するものとみられる。ただ、それを元明女帝が父君の天智天皇により立てられた末永劫に続けるべき「不改常典」と明言されたことによつて、一段と重要性を帯びるものになったとみられる。

第六項 中継ぎの元明女帝と元正女帝

五番目（六例目）の女帝は、第四十四代の元正天皇（六八〇年生）七〇八年崩である。前述のとおり、草壁皇子と阿閉皇女（元明天皇）との間に生まれて永高女王（内親王）と称された。この方は、三歳年下の軽皇子が病弱であったせいか、文武天皇として即位された後も、おそらく万々に備えて結婚されなかつたのであろう。

やがて同母弟の文武天皇が二十五歳で崩御され、遺児首皇子の更なる成長を待つ間、元明女帝が即位された。これは、一面で母（女帝）から娘（皇女）への「女系継承」とみなすことも

できないわけではない。しかしながら実情は、「男系継承」を維持するための中継ぎである。

それから九年目の霊亀元年（七一五）、五十五歳の元明女帝は、その前年皇太子に立てた嫡孫の首皇太子が十五歳でも「年齒幼稚ニシテ、未ダ離レ深宮ヲ」とみなされて、「庶務多端」の万機（公務）を娘の一品氷高内親王（二十六歳）に委ねるため「伝皇帝位ヲ」えておられる（『続日本紀』霊亀元年九月庚辰条の讓位詔）。

それは単に身近な娘だからでなく、内親王が「早ク叶ヒ祥符ニ、夙ク彰シ德音ヲ、天縱寛仁、沈静婉、華夏載佇、謳訟知ル帰スルコトヲ」（同上）と認められるほど有能だったからである。その即位前紀にも「（元正）天皇、神識沉深ニシテ、言必ズ典礼アリ」と評価されている。しかも、ご自身が決して受身ではなく積極的だったことは、即位の詔に「朕欲シテ承ケ禪命ヲ、不敢テ推讓セ、履ミ祚ヲ登リ極ニ、欲ス保タント社稷ヲ」と明言しておられる（同上 元正天皇紀霊亀元年九月庚辰条）。

その在位中（七一五〜七二四年）内政外交に努力された。とりわけ甥の皇太子首皇子への継承を確実なものとするために、前述の養老三年（七一九年）詔で、「宗室年長」の舍人親王と新田部親王を輔佐役に任じ優遇しておられる。そして同八年（神亀元年）二十四歳の首皇子（聖武天皇）に皇位を譲られたが、その即位宣命に次のごとく記されている（『続日本紀』神

亀元年二月甲午条）。

（元明女帝が元正女帝に讓位の際「教へ賜ひ詔り賜」うたことは）淡海（近江）の大津宮に御幸しし倭根子（天智）天皇の、万世に不改常典と立て、賜ひ敷き賜へる法のまにまに、後遂には我が子（聖武天皇）に……授け賜へと負せ賜ひ詔り賜ひし……。……天日嗣高御座・食国天下の業を吾子^{（世）}みまし王^{（み）}（聖武天皇）に授け賜ひ譲り賜ふと詔りたまふ（元正）天皇大命を頂き受け賜り……仕へ奉る……。

つまり、元明女帝が、母帝から皇位を受け継いだ時に天智天皇の「不改常典…法」を教えられ、そのまにまに（それに従って）、女帝から「我が子」「吾子」とみなされる聖武天皇に皇位を授け賜ったというのである。

これをもっても皇位の継承は天智天皇の立てられた不改常典の法に従って、本来「子孫相承」（直系継承）すべきもの、という不文の前提があったことと、それゆえに、実の親子ではないけれども、伯母の元正女帝が、甥の聖武天皇を「我が子」「吾子」とみなすことによって、讓位＝即位を正当化することができたのだと思われる^{（註）}。

第七項 再び重祚の孝謙＝称徳女帝

六番目（七例目）の女帝は、第四十六代の孝謙天皇であり、その方が約一世紀前の皇極＝斉明女帝と同じく、再び踐祚されて第四十八代の称徳女帝（八例目）となられた阿倍皇女である

(七一八年生〜七七〇年崩)。

この阿倍皇女は、聖武天皇と光明皇后(藤原不比等の娘)との間に生まれた。それから九年後(七二七)弟の「基王」が生まれて直ちに皇太子とされた。しかし、一歳未滿で他界してしまい、その後に皇子は生まれていない。

そこで、天平十年(七三八)に至り、まだ独身だった阿倍内親王(二十一歳)が、皇族女性として初めて皇太子に立てられた。そして十一年後(七四九)父帝(四十九歳)から皇位を譲られ、未婚のまま三十二歳で孝謙天皇とされたのである。その即位宣命に、次のごとく述べられている(『続日本紀』天平勝宝元年七月甲午条)。

(元正) 天皇の詔り賜ひしく……淡海(近江) 大津の宮に御宇しし(天智) 天皇の万世に不改じき常典つねのりと立て賜ひ敷き賜へる法のまにまに、その天つ日嗣高御座の業は……いや嗣ぎになが御命(聖武天皇) 聞しめせと勅りたまふ御命を……受け賜はり坐して、食国天下を恵み賜ひ治め賜ふ間に……法のまにまに、天日嗣御高座の業は、朕が子(孝謙女帝)に授け賜ふと勅りたまふ(聖武) 天皇が御命を……衆々聞しめさへと宣る。

ここでも前述の元正女帝から聖武天皇への譲位の際に伝えられた「天智天皇が不改常典として初め定められた法」に従って、聖武天皇も「朕が子」の孝謙女帝に「御高座の業」(皇位)

を授けられたのだ、と説明されている。つまり、天智天皇が立てられた恒久的な法では、男女に関係なく(ただ実際は男子優先で)直系子孫が継承すべきもの、という理念が示されていたとみられる。

こうして即位された孝謙女帝は、七年後(七五六)父帝の「遺詔」により道祖王(天武天皇の孫、新田部親王の弟)を一人皇太子とされたが、まもなく藤原氏の圧力によって廃された。その代わりに皇太子とされた大炊王(天武天皇の孫、舎人親王の弟)は、藤原仲麻呂に強く推され、天平宝字二年(七五八)孝謙女帝から皇位を譲られて第四十七代の淳仁天皇となり、仲麻呂を「朕が父」その室を「母」と呼ぶほど頼りにされている。

それに対して孝謙上皇は、淳仁天皇と仲麻呂に反発を覚え、やがて同六年(七六二)六月の詔で、まず「朕が御祖大皇后(光明皇太后)……朕に告げたまひしく、岡宮御宇天皇(草壁皇子の追尊号)の日嗣かくて絶へなんとす、女子の継にはあれども嗣がしめんと宣りたまひて、この政行ひ給ひき。」と、母后が草壁皇子(から聖武天皇を経て)の「日嗣」が途絶えないよう「女子の継」ではあるけれども、自分に嗣がしめられたこと、ついで「今帝」(淳仁天皇)を立てたが、言行に不審の念をもっていること、そこで、自分は菩提心を発おこし「出家して仏弟子と成」っているけれども、「但し政事は常の祀り・小

事は今帝（淳仁天皇）行ひ給へ。国家の大事・賞罰の二柄は朕（孝謙上皇）行はん」と宣告しておられる。これは自ら皇位に復して「今帝」を皇太子並みとするに等しい。

しかも、天平宝字八年（七六四）窮地に立った藤原仲麻呂が反乱を起こすと、上皇（四十七歳）は直ちに反撃して勝利をおさめ、淳仁天皇を廃して淡路へ流し、重祚して称徳女帝となられた。その廃帝配流を伝える詔に、次のごとく記されている（『続日本紀』同月十月壬甲条）。

朕（孝謙上皇）が天の先帝（聖武天皇）：朕に勅りたまひしく、天下は朕が子いましに授け給ふ事をし云はば、王を奴と成すとも奴を王と云ふとも、汝のせんまにまに、たとひ後に帝と立ちて在る人……汝のために礼なくして従はずなめくあらん人をば、帝の位に置くことは得ざれ。

つまり、上皇は父帝から皇位を授けられた時に「王位の者を奴（一般庶民）とすることも、奴を王と称することも自由にしてい、後に立てた帝が上皇に無礼で服従しなければ帝位を退去させよ、との勅言を賜わっているという。それによって廃立が正当なことを弁明されたのである。これは本当にあった勅言なのか、それとも上皇による仮託なのだろうか。いずれせよ、これが重祚から五年後（七六九）、道鏡一派による皇位覬覦を誘発する一因となったことは否定し難い。

以上、飛鳥時代から奈良時代までに登場した六方八代の女帝

の継承事情を説明してきた。その原因・理由は各々に異なるが、大筋において大和時代から男系男子の皇位継承を慣例としてきたので、それを守り続けるために、いわゆる中継ぎとして立てられた女帝が多いことは確かである。しかしながら、いずれも決して単なる中継ぎではない。

その検証結果を要約すれば、次のように言えよう。

- ① 日本では飛鳥以前から大后（皇后）が大王（天皇）を補佐し、危機にも対処していたから、皇族であれば女性も皇位を担いけると認められていた。
- ② したがって、皇位継承者には、皇族の男性を優先しながらも女性を除外せず、時には成人男性が複数いても、有能な女性が天皇に推戴されることもあった。
- ③ それゆえ、日本で東洋史上初めての女帝（推古天皇）が誕生し、次の女帝（皇極天皇）も実績を残されたから、二度も即位することができた。
- ④ やがて壬申の乱が教訓となったのか、皇位は「子孫相承」（直系継承）を理念とし、それが天智天皇の定められた「不改常典」（恒久法）と言われるようになった。
- ⑤ その直系継承を実現するために、中継ぎとして孫のために祖母（持統・元明）が立たれ、また娘（元正）が繋がれ、さらに嫡子の皇女（孝謙）が皇太子から即位・重祚されるに至ったのである。

注

- (1) 『東洋法制史序論』第九章(『廣池博士全集』第三冊、二七四―六頁。初版昭和十二年、第三版同五十四年、廣池学園事業部)
- (2) 『道徳科学の論文』第十三章下「日本皇室の万世一系とその他」のあらゆる万世一系との原因の考查(『道徳科学の論文』新版第六冊、三七六―七頁。初版昭和三十七年、新版平成三年)。新版では原本の歴史的仮名遣いが現代的仮名遣いに改められている。
- (3) 縄文時代の日本列島ではほぼ全域(沖縄以外)にわたる遺跡から一万数千点以上も発掘されている「土偶」の特徴は、子供を産んだ母親をデフォルメして子孫繁栄・豊穡豊稔を祈願したとみられるものが多く、mother goddessとも英訳されている。
- (4) 天照大神(大御神)は、「天照日女之命」(万葉集)、「天照靈女貴」(天照大日靈女尊)(日本書記)など、至高の女神と称されたり(神道文化会編刊『天照大御神』資料篇参照)、Grit Glorious Goddessと英訳されている(原田敏明氏「天照大神」、蘭田稔氏他編『神道史大辞典』参照)。
- (5) 井上光貞氏他校注『律令』第十三「継嗣令」(日本思想大系3、二八一―二頁。初版昭和五十一年、岩波書店)参照。尚、私は名古屋大学文学研究科修士課程の昭和四十一年度古代史演習(弥永貞三教授指導)で「継嗣令」解説を担当したことがある。
- (6) 新訂増補国史大系『令集解』第十七「継嗣令」(初版昭和三十六年、吉川弘文館)五一九―五二五頁。「古記」のみ「大宝令」の私撰注釈書(天平十年ころ成立)。「令義解」は「養老令」の官撰注釈書(天長十年完成)。
- (7) 坂本太郎氏他校注『日本書記』下(日本古典文学大系68、初版昭和四十年、岩波書店)。以下、一々注記しない。
- (8) 小島瓊禮氏校注『風土記』(初版昭和四十五年、角川文庫)所収『常陸国風土記』原注に「茨城国造の初視……は息長帯比売天皇の朝に仕へて、品太(応神)天皇の誕れましし時に当れり」とみえ、また「撰津国風土記」逸文に「住吉と称る所以は、息長足比売天皇の世、住吉天神現れ出でまし……」等と記されている。
- (9) 小島憲之氏校注『懷風藻・文華秀麗集・本朝文粹』(日本古典文学大系69、初版昭和三十九年、岩波書店)。
- (10) 青木和夫氏他『続日本紀』1―5(新日本古典文学大系12―16、初版平成元―十二年、岩波書店)。
- (11) 「不改常典」については、古来幾多の議論がある。それらを整理して持論を展開された田中卓氏「天智天皇の不改常典」(同著作集5『律令制の諸問題』所収、昭和六十一年、国書刊行会)参照。
- * 本稿は、平成二十四年十二月十二日、モラロジー研究所の研究会で発表した内容を補訂したものである。後半次号。
- (平成二十五年六月三十日稿、十二月十日補承事情)

「追記」近世女帝の継承事情

飛鳥・奈良時代に六方八代も続出した女帝が、平安時代に入ると一例もない。これは、新天皇の即位時に後継の皇太子を立て、その皇太子には藤原氏（主に摂関家）出身の妃を入れる形ができたからであり、それが鎌倉時代にも江戸時代に至るまで続いている。

しかし、さりとて女帝の可能性を制度的に否定したわけではない（女帝を想定した儀式装束が『西宮記』等に見える）。現に、将軍も大名も全て男性が当然とされた江戸時代でも、二方の女帝が現われている。

その一方は、第一〇九代の明正女帝（一六二三生〜一六九六崩）である。藤原氏のごとく皇室の外戚となることを夢みた徳川家康の遺志により、二代将軍秀忠の娘和子（まご）が入内（いりない）して後水尾天皇の中宮となった（東福門院）。その間に生まれた興子内親王は、寛永六年（一六二九）父帝が幕府の専横に抗議して突然譲位される際、僅か七歳の幼女ながら急遽踐祚せしめられたのである。

これは、当時まだ皇太子に立てられる皇子がおられず、皇女の興子内親王は女帝となりえても未婚のため一代限りで終ることを見越して、中宮以外との間に生まれる皇子が成長されるまでの中継ぎとされたことになろう。

事実、後水尾天皇は四年後に園光子との間に儲けた紹仁親王

が数え十一歳になると、明正女帝を譲位させ第一一〇代後光明天皇として踐祚せしめられるに至った。

もう一方は、第一一七代の後桜町女帝（一七四〇生〜一八一三薨）である。その父帝桜町天皇は、大嘗祭の本格的な再興などに努められたが、二十七歳で七歳（満五歳）の皇子遐仁親王に譲位された。しかし、その桃園天皇が宝暦十二年（一七六二）脚気のため二十二歳で崩御されてしまう。

そこで、当時まだ五歳（満四歳）の皇子英仁親王（ひでひと）が成長されるまでの間、桃園天皇より一歳上の異母姉智子内親王（としこ）が立てられ後桜町天皇とされたのである。おそらく異母弟が病弱のため、万一に備えて結婚も出家もせず皇室に留められていたから、皇位を継ぐことができたのである。

やがて八年後（明和七年）、三十一歳の女帝は十三歳となった甥に譲位された。ところが、その後桜園天皇も父帝と同じく二十二歳で病没され、当時まだ生まれてまもない皇女均子内親王しかおられなかったので、後桜町上皇（四十歳）が関白らと相談の上、閑院宮の兼仁親王（ともひと）（九歳）を前帝の「御養子」とし、皇女を将来皇妃とすることにして踐祚せしめられた。

このように後桜町女帝は、中継ぎとして即位されたこと自体、皇統の危機を救われたといえようが、その九年近い在位中の体験・見識をふまえて、後継の幼少な後桜園天皇・光格天皇を養育し後見された役割も極めて大きい。

